

旧安芸高田市高宮青空市湯の森店の利用事業者の募集要項

行政用途を廃止し遊休施設となった本施設について、安芸高田市財務規則及び安芸高田市普通財産（不動産）貸付要綱に基づき、利活用する者を公募する。

1. 土地建物の概要

①土地の所在 安芸高田市高宮町原田字鳥越 11787 番 1

地目 宅地 地積 480 m²（総面積 19947.33 m²の一部とし裏側の駐車用地含む）

②建物の概要 旧安芸高田市高宮青空市湯の森店

鉄骨平屋建（S 造）

87.53 m²（旧青空市場 78.94 m²、トイレ 8.59 m²）

2000（平成 12）年 3 月 30 日建設

2001（平成 13）年増築（木造による：賃貸借面積から除外する）

2. 利用形態 貸付

賃貸借料 土地：50,800 円/年

建物：66,900 円/年

合計：117,700 円/年

3. 契約期間 5 年（更新可能とする）

4. 募集期間 2025（令和 7）年 2 月 14 日から 2025 年 3 月 24 日

5. 施設確認 募集期間中随時実施（見学希望日の 1 週間前までに事前予約必要）

6. 応募条件 次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条の規定に該当しない者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定に該当しない者
- (5) 市税等に滞納がない者

7. 利用条件等 次のとおり利用の条件を設定する。

- (1) 施設の利用にあたり、公共施設内における業務であることを踏まえ、たかみや湯の森全体の環境の調和に努め、公の秩序又は善良な風俗を乱すことのないよう、又施設の営業に必要な関係法令を遵守して運営に努めなければならない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできない。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する監察処分を受けた団体の事務所の用に供することはできない。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 条に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することはできない。
- (5) 宗教的活動、政治的活動に用いてはならない。

- (6) 施設で、動物の飼育等を行ってはならない。
- (7) 施設の使用に伴い、近隣住民の生活に悪影響を与えるような行為をしてはならない。(騒音、異臭の発生など)
- (8) 危険物等を保管してはならない。(必要に応じ保管する場合は、事前に市の承認を受けること)
- (9) 施設維持管理費は、金額の多寡や内容を問わず、全額利用者の負担とする。
- (10) 施設は現状有姿での貸付とし、修繕・改修が必要な場合は市の承諾を受けた上で実施すること。
なお、その費用は利用者が負担することとし、当該修繕・改修を行った内容の所有権は契約満了時(途中解約の場合は解約日)に市に帰属するものとする。
(利用者が新たに購入、設置した備品、設備類は除く。)
- (11) 利用者が利用条件等に違反した場合は、契約を解除するものとし、これによって利用者が被る損害は 内容の如何を問わず安芸高田市は一切賠償しない。

8. 提出書類(様式は問いません)

- (1) 事業計画書(業種・業務内容・利用内容・目的等できるだけ詳しくお書きください)
- (2) 施設改修内容
- (3) 改修費用概算
- (4) 身元確認

[法人の場合] 法人登記履歴事項全部証明(発行から1か月以内のもの)

[個人の場合] 住民票(発行から1か月以内のもの)

- (5) 納税証明書(国税、都道府県税、市町村税)

※必要に応じて上記に記載のない資料等の提出を求める場合があります。

9. 事業者の選定

○書類審査内容

- ① 利用方法について、湯の森の隣接施設の活用として支障がないか。
- ② 改修内容について、外観や改修方法に支障がないか。
- ③ 持続や継続性があるか。

○書類審査合格者が複数いる場合

- ① くじ引きによる

10. 特記事項

① 現在、上水は湯の森から接続されているが、湯の森のメーターの手前で分岐し新規にメーターを新設すること。(工事は利用者負担)

※ 利用方法によれば、本管からの繋ぎこみとなる可能性もあります。(工事は利用者負担)

※ 下水の繋ぎ込み改修は不要。但し、利用方法によれば、改修が必要になることがあります。

(工事は利用者負担)

11. 申請書類提出先

安芸高田市 産業部 地域営農課

TEL (0826) 47-4021 FAX (0826) 42-1003

Email : chiiki-einoh@city.akitakata.jp

借地土地図面

